

総務建設常任委員会

令和4年12月12日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年12月12日(月) 午前9時30分 開会
午後0時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	松林 謙司
委員	西川 善浩
〃	横井 晶行
〃	梨本 洪珪
〃	川村 優子
〃	増田 順弘
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	坂本 剛司
〃	杉本 訓規
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	溝尾 彰人
企画部長	高垣 倫浩
人事課長	植田 和明
人事課主幹	南 直美
人事課長補佐	森本 啓二
総務部長	東 錦也
総務部理事兼都市整備部理事	安川 博敏
管財課長	倉田 主税
〃 補佐	吉岡 伸太郎
建設課長	竹本 淳逸
〃 補佐	屋根 良宣
〃 補佐	穴田 孝行

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第63号 葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 議第64号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第65号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第66号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第67号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (2) 契約事務に関する事項について
- (3) 公共施設マネジメントに関する事項について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。一般質問、本会議が終わりまして、本日から委員会が始まります。本日、総務建設常任委員会をこれから始めます。

今回から、私、吉村が委員長で、それから松林議員が副委員長でさせていただきます。構成メンバーにつきましては8名で、前回変わりなくやっていくことになりました。皆さん方、前回からの問題意識をお持ちのことと思いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、ちょうど1年前、前任者の梨本議長、当時、委員長ですけれども、おっしゃいましたけれども、インターネット中継をされておりますので、インターネット中継をご覧の方に分かりやすくこういうふうな、そういった委員会をやっていきたいというふうに思っております。委員の皆様におかれましても、また理事者の皆様におかれましても、その辺り留意して臨んでいただきますよう、私の方からお願いをいたします。

これから円滑な議事進行をやってまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどお願いをいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。奥本議員、杉本議員、谷原議員、坂本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本会議に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきますと思います。

ここでお諮りをいたします。

議第63号及び議第60号の条例関係2議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたしました。

それでは、議第63号及び議第60号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の高垣です。よろしくお願いいたします。

議第63号、葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、議第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、その制定、改正の理由及び内容についてご説明申し上げます。

まず初めに、本条例を制定、改正する背景及び主な内容につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。地方公務員の定年引上げについての1ページをご覧ください。

地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から地方公務員の定年が国家公務員と同様に引き上げられます。地方公務員の定年引上げに関する主な内容は次の5点です。

まず1つ目。定年の引上げでございます。地方公務員の定年を令和5年4月1日から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月1日から65歳とします。現在の再任用制度は改正法施行時に廃止されますが、段階的な定年引上げが完了する令和13年度までは暫定再任用制度として、現行の再任用制度と同様の仕組みが措置されます。

次に2つ目。管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入でございます。60歳に到達した日後最初の4月1日、特定日と言いますが、その日以後は、管理監督職、管理職手当が支給される職に就くことができなくなります。

次に3つ目。定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳到達後に引き上げられた定年前に退職した職員を従前の勤務実績等に基づく選考の方法により、短時間勤務の職に採用できることとなります。その任期は定年退職日相当日まででございます。

次に4つ目。情報提供・意思確認制度の新設でございます。60歳以降に適用される任用や給与について、60歳に到達する前年度中に職員に対し情報提供を行い、60歳到達後の勤務の意思を確認するように努めることとされています。

最後に5つ目。60歳到達後の給与（給料月額7割措置）と退職手当でございます。特定日、つまり60歳に到達した日以後、最初の4月1日以後の職員の給料月額は、当該職員に適用される号給の給料月額に100分の70、これを特定減額と言いますが、を乗じて得た額となります。役職定年制により降任等をされた職員には、降任等前の給料月額の7割水準を保障することとなります。また、60歳到達後にその者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、退職理由を定年退職として算定することとし、特定減額後に退職した場合も、特定日前日に退職した場合に支給される退職手当の基本額を下回りません。

次に、2ページをご覧ください。定年の引上げについて表にまとめております。横軸が年度、縦軸が生年月日でございます。

縦軸、令和4年度、R04と表記されていますが、の部分をご覧ください。令和4年度の定年は60歳ですので、令和4年度中に60歳を迎える昭和37年4月2日生まれから昭和38年4月1日生まれまでの職員が定年となります。定年となった職員は65歳を迎える令和9年度まで、暫定再任用職員として現行の再任用職員と同様に勤務することが可能です。翌令和5年度の定年は、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ61歳となります。令和5年度中に61歳になるのは、昭和37年4月2日生まれから昭和38年4月1日生まれまでの職員ですが、それらの職員は令和4年度に60歳で定年退職をしているため、令和5年度に定年退職をする職員はいな

いこととなります。

続いて、令和6年度の定年ですが、段階的な定年上げは2年に1歳ですので、令和6年度の定年は令和5年度と同じ61歳です。令和6年度に61歳を迎える昭和38年4月2日生まれから昭和39年4月1日生まれまでの職員が定年となります。定年となった職員は65歳を迎える令和10年度まで、暫定再任用職員として現行の再任用職員と同様に勤務することが可能です。

続いて、令和7年度の定年は、2年に1歳ずつの段階的引上げにより62歳となります。令和7年度中は、62歳になるのは昭和38年4月2日生まれから昭和39年4月1日生まれまでの職員ですが、それらの職員は令和6年度に61歳で定年退職をしているため、令和7年度に定年退職をする職員はいないこととなります。

続いて、令和8年度の定年ですが、段階的な定年上げは2年に1歳ですので、令和8年度の定年は令和7年度と同じ62歳です。令和8年度に62歳を迎える昭和39年4月2日生まれから昭和40年4月1日生まれまでの職員が62歳で定年となります。同様に、令和9年度以降も職員の定年は2年に1歳ずつ段階的に引き上げられますので、令和9年度、令和11年度、令和13年度は定年退職者がいないという形になります。また、薄黄色に網かけされた部分に該当する職員が、この後ご説明いたします管理監督勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の対象となる職員でございます。

次に、3ページをご覧ください。2番の管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。

役職定年制の導入に伴いまして、職員は60歳を超えた翌年度以降は管理職手当が支給される職に就くことができなくなります。現在、葛城市において管理職手当が支給されるのは4級の課長補佐級以上の職員全てとなっておりますので、管理職手当が支給されない職となりますと、3級、主査級以下となります。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために役職定年制が導入されますが、一方で、豊かな経験を持つ職員が定年までの間、相応の職責を担っていただくため、4級に非管理職である調整員という職を設けます。また、調整員の導入に合わせまして係長制を導入いたします。

現在、葛城市の事務執行の流れは、実務を課員が担い、管理職である課長補佐がその内容を確認するという流れになっております。しかし、現実には、課長補佐も課内の業務を担いながら実務執行を行っている状況でございます。このようなことから、課長補佐と課員の間には係長の職を新たに設置することにより、課員と係長で事務の共有を図り、チェック体制の機能を図ってまいります。

次に、4ページをご覧ください。定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。

定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度でございます。任期は引き上げられた当該職員に応じた定年退職日に当たる日までで、勤務時間、給与の仕組みは現行の短時間勤務再任用制度と同様でございます。勤務の形態は、週15時間30分から週31時間までの範囲内で任命権

者が決定いたします。具体的には、幾つかの勤務形態を規定し、その中から選択していただくという形を考えております。勤務形態については、例えば、1日7時間45分、週4日勤務、1日5時間、週5日勤務等、業務との兼ね合いを踏まえながら決定していきたいと考えております。

次に、4、情報提供・意思確認制度の新設でございます。今回の改正に伴い、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以後に勤務する前の段階において、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度について職員が十分認識し、60歳以後の勤務の意思、引き続き勤務するか退職するか等を決定するために、十分な情報提供を行うことを規定されました。任命権者は、60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するものとされます。

これらにつきましては、葛城市では現在も定年を迎える職員に対して、事前に定年以降の制度の説明、勤務の意向確認を行っております。改めて、条例上の規定として設けられたということでございます。

次に、5ページをご覧ください。60歳到達後の給与（給料月額7割措置）と退職手当でございます。

まず、給与水準でございます。職員の給料水準は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日、特定日と言いますが、その日以後、7割水準となります。給料月額は給料表に規定されております当該職員が属する職、受ける号給に応じた額に100分の70を乗じ、100円未満の端数を四捨五入した額となります。また、管理監督職勤務上限年齢調整額といたしまして、役職定年により管理職でなくなった職員には、特定日前日、3月31日に受けていた給料月額に100分の70を乗じ、100円未満の端数を四捨五入した額と上記で算出した額との差額を支給いたします。下に具体例を挙げておりますので、ご覧ください。

次に、6ページをご覧ください。退職手当でございます。葛城市の退職手当支給事務は、奈良県市町村総合事務組合で共同処理していただいておりますので、条例改正には上がってきませんが、制度の内容をご説明いたします。

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定します。また、特定日から7割水準の給料月額となる場合も、役職定年による降任等により給料月額が減額される場合も、ピーク時特例が適用されます。ピーク時特例が適用される退職手当の基本額の計算方法でございます。退職手当の基本額は、特定減額前給料月額、下にあります（A）に減額日前日までの勤務期間（イ）に応じた支給率を乗じた額と、退職日給料月額（B）に、退職日までの勤務期間（ア）に応じた支給率から減額日前日までの勤続期間（イ）に応じた支給率を減じた率を乗じた額の合計額となります。下の部分に例を挙げておりますので、ご覧いただきたいと思います。

本条例等を制定、改正する背景及び主な改正内容は以上でございます。

続きまして、新旧対照表に基づいて、主な改正箇所をご説明させていただきます。

まず、議第63号、葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

目次の新設でございます。5章立てにしまして、第1章、総則、第2章、定年制度、第3章、管理監督職勤務上限年齢制、第4章、定年前提任用短時間勤務制、第5章、雑則、附則といたします。第3条、定年でございます。職員の定年を60歳から65歳に改めるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。続く第4条は、個別の職員について、勤務を延長する特例を定めているもので、定年引上げに係る改正との整合を取る改正を行うものです。

3ページ、4ページをご覧ください。第3章、管理監督職勤務上限年齢制、第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職でございます。改正後の地方公務員法第28条の2第1項において、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を管理職手当を支給される職及びそれに準ずる職であって条例で定める職としております。葛城市では、葛城市一般職の職員の給与に関する条例第13条の2第1項及び葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第1項で、管理職手当を支給する職を定義していますので、それらを規定しています。

第7条、管理監督職勤務上限年齢でございます。改正後の地方公務員法第28条の2第2項において、管理監督職勤務上限年齢、つまり役職定年を適用する年齢は条例で定めることとなっており、それを受け、役職定年を適用する年齢は60歳と定めるものです。

第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準でございます。改正後の地方公務員法は、役職定年を行うに当たり遵守すべき基準を条例で定めることとされており、それを受けて定めるものです。

第1号では、当該職員の人事評価結果や職務経験等に基づく適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

第2号では、役職定年による後任等の職については、できる限り上位の職制上の段階の職に降任等を行うこと。

第3号では、例えば部長と課長が同時に役職定年により降任等を行う場合に当たっては、2人が同じ職制上の段階の職、または課長のほうが部長よりも下位の職に降任等をし、職制上の段階が逆転しないことを遵守すべき基準として定めます。

次に、新旧対照表5ページ下の部分の第9条から8ページ第11条までにつきましては、役職定年を適用しない特例に関する事項を定めるものでございます。

8ページをご覧ください。第4章、定年前提任用短時間勤務制、第12条、定年前提任用短時間勤務職員の任用でございます。先ほどご説明いたしました定年前提任用短時間勤務職員の任用について定めるものでございます。年齢60歳に達した日以後に退職をした者を短時間勤務の職に再任用することができる規定を設けるもので、定年退職相当日まで任用できることとなっています。

9ページをご覧ください。第14条、委任でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めます。

附則第3項、定年に関する経過措置でございます。条例第3条で職員の定年を65歳と改正します。令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1歳ずつ定年を引き上げ

るための読替規定を設けるものでございます。令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64年といたします。

附則第4項、情報の提供及び勤務の意思の確認でございます。先ほどご説明いたしました60歳以降に適用される任用や給与について、60歳到達する前、前年度中に職員に対し情報提供を行い、60歳到達後の勤務の意思を確認するように努めることを規定するものでございます。

最後に附則でございます。附則第1条、施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行します。附則第11項で定めている年齢60年は、令和5年度中に60歳を迎える職員に対し、令和4年度中に情報の提供及び勤務の意思の確認に努めるため、公布から施行するものです。

附則第2条では、勤務延長の経過措置について定めています。

附則第3条から附則第10条までにつきましては、暫定再任用職員及び暫定短時間勤務再任用職員について、今までの再任用及び短時間勤務再任用と同様に任用するために、経過措置を設けるものでございます。

次に、16ページをご覧ください。附則第11条でございます。令和3年改正法附則第2条第3項では、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に条例で定める年齢に達する職員に対し、令和5年3月31日までに情報提供及び勤務の意思の確認に努めることとしており、その年齢を60歳と定めるものでございます。

葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については以上でございます。

続きまして、議第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、新旧対照表に基づきご説明いたします。

1ページをご覧ください。また左が改正前、右が改正後でございます。

第1条、葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条中、地方公務員法の引用条文を改正するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。第2条、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第4条中、地方公務員法の引用条文を改正するものでございます。

4ページをご覧ください。第8条中、葛城市一般職の職員の給与に関する条例を引用する部分について、「第4条の2」を「第4条」に改めるものです。

次に、6ページをご覧ください。第3条、公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項第1号中、地方公務員法の引用条文を改正するものでございます。また、公益的法人に派遣できない職員として、第5号に特例により役職定年を延長された職員を追加するものでございます。

次、8ページをご覧ください。第4条、葛城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条、減給の効果でございます。減給処分を受けた後、減給処分中に特定日を迎えた給料が7割水準になった職員が生じた場合、7割水準となった給料の10

分の1以上の減給とならないよう規定するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第5条葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の引用条文の改正と再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。第6条、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条中、育児休業することができない職員として、第3号に特例により役職定年を延長された職員を追加するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。第9条中、育児短時間勤務をすることができない職員として、先ほどと同様、特例により役職定年を延長された職員を追加するものでございます。また、第17条及び第18条中、地方公務員法の引用条文の改正と再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

17ページをご覧ください。第7条、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第3条の2第2項でございます。別表第2の級別職務分類表に記載する職務の級の内容を代表的なものに改め、その職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務を規則で定めるものでございます。第4条でございます。再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正し、文言を整理するものでございます。

19ページから20ページにかけてをご覧ください。第4条第9項及び第4条の2でございます。第4条の2を削り、第4条第9項と併せて規定するものでございます。第8条の2、通勤手当でございます。文言整理及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、24ページをご覧ください。第10条、時間外勤務手当でございます。文言整理及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

27ページをご覧ください。第13条の2、管理職手当でございます。現在、管理職手当は職員の給料月額に役職に応じた割合を乗じており、同じ職にありながら管理職手当が異なっております。そこで、管理職手当を定額化することにより、職が同じであれば管理職手当も同じとするものでございます。第15条、期末手当でございます。文言整理及び再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、29ページをご覧ください。第16条です。勤勉手当でございます。文言整理及び再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、30ページをご覧ください。第17条の2、定年前再任用短時間勤務職員等でございます。再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、定年前再任用短時間勤務職員に適用しない条文を追加するものでございます。

31ページをご覧ください。本則附則の追加でございます。職員が60歳に達した翌年度以降の給料7割水準措置について定めるものでございます。

附則第14項では、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日、特定日と規定しますが、特定日以後、当該職員に適用される給料表に規定する給料月額に100分の70を乗じた額とするものです。

附則第15項は、育児短時間勤務職員の読替規定でございます。

附則第16項では、給料の7割水準措置を行わない職員を規定しています。臨時的任用職員や特例により勤務延長または役職定年を延長された職員などが該当します。

附則第17項では、管理監督職勤務上限年齢調整額を規定しております。役職定年をした職員については、役職定年する前の給料月額を7割水準を保障するものでございます。

第18項では、管理監督職勤務上限年齢調整額による補償を当該職務の級における最高号給の額までとするものでございます。

第19項及び第20項では、任用の事情等により管理監督職勤務上限年齢調整額による補償と同等の措置をする必要がある場合の規定を定めるものでございます。

第21項では、給料月額の7割水準を行うに当たり、必要な規定を規則に委任するものでございます。

別表第1の改正でございます。再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

35ページから36ページをご覧ください。別表第2、級別職務分類表の改正でございます。全ての級について当該職務の級に分類される職について、代表的な職に整理するものでございます。また、4級に係長及び調整員の職を追加するものでございます。

37ページをご覧ください。第8条、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第2条及び第18条中、地方公務員法の引用条文の改正と再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

38ページをご覧ください。第9条、葛城市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。再任用職員制度が廃止されることにより、当該条例を廃止するものでございます。

附則第1条、施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条では、附則における用語の定義を規定しております。

附則第3条から附則第6条まで、それぞれ本整備条例に改正する各条例について、暫定再任用職員に係る規定を現行の再任用職員と同様の規定とするための経過措置を設けるものでございます。

以上でご説明は終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

では、ちょっとお聞きしたいのが、職務の級の4級に、係長及び調整員ということで新たに職務が規定されているわけですが、この係長及び調整員の職務内容について、もう少し職務規程等も含めて詳しく教えていただけますか。よろしく申し上げます。

吉村委員長 植田人事課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、4級に新たな役職として非管理職の係長及び非管理職の調整員を創設する理由でございませけれども、まず部長の説明のところにもありましたけれども、葛城市の課の組織はいわゆる担当制に近く、業務が特定個人に依存し、担当不在の場合に対応が困難になるため、休暇が取りにくい、異動しにくいケースや他人のチェックが機能しにくいケースがございませ。職員による役割が不明のため、管理職がプレーヤーとなり管理職の役職を果たしにくいケースがございませ。また、主査から補佐になると突然管理職となるため、若いうちに準備段階が欲しいとの声がございませ。このようなことから管理職を含め、職位ごとの主な役割を明記するとともに、事務の責任者として係長を創設したいと考えております。主査と補佐の間に係長をつくることで、若手から活躍する場をつくりませ。一方、係長は管理職とはせず、管理職の数は削減し、将来的には部や課の統廃合を進めていきたいと考えております。

主な係長の職務でございませけれども、係の課題・目標設定、方針決定、事務事業の実施責任者、係内での人材育成、相談役、係内のスケジュール管理、専門能力を生かした政策立案、係内の事務改善の検討、他係との調整、管理職と課員の調整等を考えております。

一方、調整員でございませけれども、調整員は4級以上で役職定年した職員が就くことを想定してませ。調整員はその豊かな経験を生かし、係長を支え、後進の指導、相談、各種調整などを行ませ。

以上でございませ。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。今のご説明だと、今の組織よりも係長制を導入したほうがより円滑にいろんな係を通じて事務がはかどるといふうに聞こえたわけなませけれども、若手が活躍する場といふことでございませが、私、心配なのは、どうしても縦割りで業務が細分化されてしまふと、今のお話では、そういった代用困難なところをチェックできるようにといふことなませけれども、逆に細分化されて、少しその業務に対してその人しかできないようなことに陥ってしまわないかなといふところの懸念があるませ。特に葛城市の場合は、課長補佐も含めた管理職が非常に多いように感じておりますので、課長補佐との人数調整とか、そういったところをどういふうに考えているのか、少しだけ、もう少し補足で説明願えますか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 将来的なことなませけれども、係長を設けさせていただいて、将来的には課長補佐の数を減らしていきたい、管理職を減らしていきたいと考えております。ただ、今年度中に係の整理を行いまして、全ての係に係長、これを張りつけていきたいと考えております。係長の制度につきましては、令和5年度から導入いたしますが、当面の間、課長補佐や、場合によっては調整員が係長を兼務して、今後数年にかけて移行していきたいと、このように考えております。

以上でございませ。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 意見だけになると思ふなませけれども、将来的に課長補佐の数を減らして、係長からこう

いう形で移行していくということに関しては承知いたしました。ただ、例えば課によっては係が2つしかなくて、課員がそこに2人しかいなければ両方とも係長となってしまうと、本当に実務的にやられる職員がそれでやれるのか、その組織で本当に機能するのかというようなそういった懸念もございますので、そういったところも今後検討していただきながら進めていただきたいということで、よろしく願いいたします。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 定年延長ということで、私、今までいろいろと人事のことで、人材育成という面で、いろいろと職員の能力ということに対しての評価というのは我々議員には分からないんですけれども、人材育成をするという立場にあるというふうに先ほど説明のほうでおっしゃったんですが、どの範囲、もちろん課内の中での人材育成というふうに捉えたんですが、今までの定年を迎えられている方というのは非常にいろんな部署で大きく活躍してこられた、その能力を最大限に生かすということで、人材育成って具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

吉村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 おはようございます。よろしく申し上げます。

定年延長された方の人材育成ということが、どういうふうに人材育成するつもりか。今までの定年延長された方、再任用の方というのは2級で、ほかの主事の方とかと同じような役職といいますか、同じレベルでの再任用となっております。今回、4級で調整員という役割、または係長という役割をつけさせていただいて、上下関係といいますか、1つ上の立場という立場で指導をしていただくというような形を考えております。今までは経験年数は多いですけども役職が同じような感じなので言いにくいとかいうようなことは少し改善されるのかなと思っておりますし、調整員という役割をしっかりと果たさせていただいて、今までの経験をしっかりと後輩につなげていっていただけたらと思っております。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 そうしていただきたいというふうに私も願っておりますが、配属された課内、係の中の一応、長としてご活躍いただいて人材育成されるんですが、得意とする、これまでの経験が非常に長い、それまでの部長級にいらっしゃった方が非常にある種のノウハウにたけていらっしゃって、そういったものを最大限に生かしたいというその職員の意思というのはある意味、次の部署にこういうところに行きたいですというふうな意思は反映されるのでしょうか。もう一回、ご答弁いただきたいですが。

吉村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ご意見は聞かないといけないと思いますけれども、職員と同じですので、全ての方が希望どおりいくということはありません。やっぱり全体を把握した上で、直近にいた部署がいいのか、それとも過去の経験を生かしてやっていただいたほうがいいのか、または新しい部長とか課長になったところについて補強をさせていただくという形でやらせていただいたほうがいいのか、総合的に判断して検討してまいりたいと思います。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 おはようございます。ちょっと関連で、この役職定年、私が経験したんは55歳で役職定年になりまして、先ほどおっしゃられたような目的で新たな人材育成というようなことで、55を過ぎたら役に立たんみたいな、役職定年になった者の意識としてはそういうふうな意識でした。

まず、役職定年後に部長なり課長のアドバイスをするというふうな体裁は整えておられるんですけども、どこまで発言、指導をする権限を持ってんのか。恐らく役職が、先ほど言われた調整員ですか、そういった顧問的な、聞かれたらアドバイスするというふうなところまでかなと思うんです。だから、会議の席でこうあるべきやというふうな意見は慎まなあかんような立場になられるのかな。そういう扱いと言ったら失礼ですけど。その辺のところ、能力をフルに発揮するような環境であるんか、逆にそうあることが望ましいというふうに思うんです。モチベーションの下がった役職定年者というのは非常に、逆に扱いにくいというか、そうならないように、能力発揮を十分していただけるような役職定年制にさせていただくようお願いしたいなということ。

それから、窓口に市民の方が来られて困られるのが、今、担当がおらないので分かりませんというお話なんです、よく聞くのがね。私も含めてですけど。今回のこの係長制によってそういう問題が解決するのんか、いや、それは一緒ですなんか、一緒じゃ困るので。私のイメージでは、課長にいろんなそういう専門知識的なものの最終確認をする形態を係長までに細分化して、そういう説明をできる人材を管理職として新たに起用したと、こういうふうに解釈をしたいんですけども。ただ、いずれの係長も、特に現場のある事業についてはそういうことが思われるんですけども、お願いしたいのは、窓口へ行って、担当分かりませんということが減るような今回の人事改正であればなというふうに思うんですけども、いかがでございますか、2点。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

まず役職定年された職員でございますけれども、かなり経験もされてのことですので、その能力を遺憾なく発揮していただけるような体制をつくっていきたくと考えております。

それから、担当が不在やったらという話ですけども、係長制でまず想定していますのは、係長と、それから担当がペアで仕事をしたり、また係長が扇の要として職員と業務を協力して実施していこうという体制をつくるものでございますので、そういったことで、担当不在でも代替りの者が対応できるような体制をつくっていきたく、このように考えております。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 役職定年については、モチベーションの上がるような、そういう取扱いといいますか、仕事に携わっていただけるように、これはそういうことを意識して位置づけを課員の皆さんも含めてせんと、あんたはもう役職定年でしようというふうな扱いをしてしまうと、余計なこ

とを言わん職員、管理職になってしまいますので、そういうことのないようにお願いしたいというのと、係長についてはそういう係内での情報調整役的なことで、従来の、それがおらないと分からんというふうなことの解消につながる体制であると、こういうふうに解釈をいたしました。よろしく願いしておきます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、分からないところがあってお聞きしたいんですけども、60歳で役職を持っておられる方が役職定年を迎えると、基本は調整員という形でなると思うんですけども、この調整員というのは本当の定年を迎えるまでの間を調整員という形ですか、それ以降の65歳までの暫定再任用職員かな、ここらも調整員という名前で引き続き職務に就けるのかどうか、そこだけお聞きしたいなと思ひまして。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 調整員でございますけれども、調整員の方につきましては、60歳を迎えたら役職が定年ということになりまして、60歳前から引き続き職員として勤務するというところでございまして、60歳では定年にならないということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 今、松林副委員長の質問で、2ページをご覧いただきたいんですが、定年の引上げの表で、黄色の方は先ほど部長の方からも説明いただきましたが、青の網かけの分がちょっと分かりづらいのかなというふうに思ひますので、もう一回その辺り、説明してもらってよろしいでしょうか。

植田課長。

植田人事課長 説明させていただきます。まず、昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方を例に取りますと、この方につきましては61歳で定年退職を迎えると。61歳の年については役職定年をして仕事をしていただくということでございます。61歳で定年をされて、その後、暫定再任用職員として4年間勤務していただくということになります。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 そしたら、この青の網かけのところも、引き続き調整員という形の身分で仕事ができるということですかね。そういう解釈でよろしいんですかね。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 調整員は61歳までです。62歳からは暫定再任用職員になるということでございます。

松林副委員長 分かりました。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、お諮りをいたします。

次の議第62号から議第67号までの条例の一部改正5議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたしました。

それでは、議第62号から議第67号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについての改正理由及び改正内容についてご説明申し上げる前に、令和4年の人事院勧告、令和4年11月18日に公布されました給与改正法及び、提案しております葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の給与改定に係る改正内容の概要につきまして、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております資料、葛城市職員の給与に関する条例等の改正（給与改定）に

ついてをご覧ください。

初めに、令和4年人事院勧告の概要でございます。令和4年8月の人事院勧告におきまして、一般職の月例給は、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均921円下回っていることから、月例給の引上げが一般職の特別給、いわゆるボーナスについても、国家公務員給与が民間給与を下回ったことから、0.1月分の引上げが勧告され、民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当を引き上げることとされました。期末手当は変更せず、年間2.4月分のみとし、勤勉手当を0.1月分引き上げ、年間2.0月分とし、期末手当、勤勉手当を合わせて年間4.4月分とされました。

次に、令和4年11月18日に公布されました給与改正法の概要でございます。

公務員の給与改定に関する取扱いについて、人事院勧告どおり実施することが閣議決定され、令和4年10月7日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に提出、令和4年11月11日に可決成立し、令和4年11月18日に公布されました。改正内容については、月例給について民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げられました。初任給については、大卒3,000円、高卒4,000円の引上げでございます。令和4年4月に遡って改定されます。また特別給、いわゆるボーナスも引き上げられ、年間4.3月分から年間4.4月分とされ、令和4年12月分から引き上げられます。また、特別職の職員の給与に関する法律も同様に改正、公布され、特別職の期末手当が年間3.25月分から3.3月分に引き上げられ、一般職の職員同様、令和4年12月分から引き上げられます。

次に、2枚目をご覧ください。両面です。裏側をご覧ください。

期末手当及び勤勉手当支給割合の改正内容についてでございます。期末手当及び勤勉手当について、各職員区分に分けて、令和4年度の改正前、改正後、令和5年度の支給月数をまとめております。

まず、議会議員の期末手当ですが、令和4年度6月期及び12月期それぞれ1.625月分の年間3.25月分から、12月期分を0.05月分引き上げ1.675月分とし、年間3.3月分とします。令和5年度は引き上げた0.05月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ1.65月分とします。常勤の特別職の職員及び特定任期付職員も議会議員と同様に改正します。一般職の職員、再任用職員及び会計年度任用職員の期末手当は、現行から改正は行いません。

続いて勤勉手当でございます。再任用職員以外の一般職の職員について、令和4年度6月期及び12月期それぞれ0.95月分の年間1.9月分から12月期分を0.1月分引き上げ1.05月分とし、年間2.0月分とします。令和5年度は引き上げた0.1月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ1.0月分とします。再任用職員について、令和4年度6月期及び12月期それぞれ0.45月分の年間0.9月分から12月期分を0.05月分引き上げ0.5月分とし、年間0.95月分とします。令和5年度は引き上げた0.05月分を6月期及び12月期に分けて、それぞれ0.475月分とします。

給与改定についての説明は以上でございます。

それでは続きまして、議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず改正理由でございます。令和4年の人事院勧告を受け、令和4年11月18日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じまして、本市の一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の引上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の2ページをご覧ください。まず、改正条例第1条でございます。第7条、特定任期付職員の給与に関する特例でございます。国家公務員の一般職の職員の給料表が改定されたことに準じまして、給料表を改めるものでございます。

新旧対照表の3ページから4ページにかけてご覧ください。令和4年12月に支給されました期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、現行の1.625月分から1.675月分に改正するものでございます。

続いて、新旧対照表の5ページから6ページにかけてご覧ください。次に、改正条例第2条でございます。令和5年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期に均等按分しそれぞれ1.65月分に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。附則第2項としまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の規定を本年4月1日に、期末手当の規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた給与の額と既に支給した給与との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。令和4年の人事院勧告を受け、令和4年11月18日に公布されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、本年12月に支給しました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げ、現行の1.625月分から1.675月分に改正するものでございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和5年度以降に支給する期末手当について、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月期分に分けまして、6月期及び12月期をそれぞれ1.65月分改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和5年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、本年12月期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月9日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第65号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和4年の人事院勧告を受け、令和4年11月18日に公布されました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じまして、本市の常勤の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。改正条例第1条におきまして、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げましたことと同様になりますが、今年12月に支給しました期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、現行の1.625月分から1.675月分に改正するものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。改正条例第2条におきまして、令和5年度以降に支給する期末手当について、先ほど議会議員の報酬条例の改正で申し上げたことと同様、6月期及び12月期それぞれ1.65月分に改正するものでございます。

附則第1項としまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和5年4月1日施行とするものでございます。附則第2項では、本年12月期期末手当を引き上げるために、第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用し、附則第3項では、引き上げた期末手当の額と本年12月9日に支給しました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第66号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

まず改正理由でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和4年の人事院勧告を受け、令和4年11月18日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて改正を行うものです。また、勤務1時間当たりの給与額の算出につきまして、1年間の勤務時間数を祝日、年末年始の休日を除く、実際の勤務を要する時間数に改めるものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。本則第16条第2項の改正です。本年12月に支給しました勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.1月分引き上げ0.05月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ0.5月分とするものでございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。次に、別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるため、給料表の増額改定を行うものでございます。

新旧対照表の8ページをご覧ください。本則第13条の改正でございます。勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額に12を乗じた額、つまり1年間の給料額を1年間の勤務時間数で割ることによって算出します。1年間の勤務時間数の計算方法は、現行は週5日、年間52週勤務で算出していますが、これを年間の日数から土日祝日と年末年始の休日を除いた実質の勤務時間数で算出するものに改めるものでございます。

続いて、本則第16条第2項の改正でございます。令和5年度以降に勤勉手当について第1条で引き上げた分を6月期と12月期に分けまして、再任用職員以外の職員はそれぞれ1.0月分に、再任用職員はそれぞれ0.475月分に改正するものでございます。

改正条例附則でございます。まず附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日か

ら施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和5年4月1日施行とするものでございます。附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給料表の改正規定は本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は本年12月1日から適用するものでございます。附則第3項におきまして、遡って引き上げます給与と既に支給していますそれらの差額を支給する規定を設けるものでございます。

次に、議第67号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに改正理由でございます。先ほども申し上げましたように、令和4年の人事院勧告を受け、令和4年11月18日に公布されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じた改正を行うものでございます。

続いて改正内容でございます。新旧対照表1ページをご覧ください。本則第17条の改正でございます。フルタイムの会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、先ほども申し上げた一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出と同様に改正するものでございます。

新旧対照表2ページから3ページにかけてご覧ください。本則第19条の改正でございます。月額で報酬を定めるパートタイムの会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、先ほど申し上げました一般職の職員及びフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出と同様に改正するものでございます。

次に別表第1の改正でございます。一般職の職員の給料表に準じた改定を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本5議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 議第66号で給料表を3%引き上げるといっていますが、実際に0.3%引き上げた、4月に遡ってということなので、4月に遡った差額分を一括して支給をいただけるということなんでしょうか。4月に遡ってということで。そういう解釈でよろしいんでしょうか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 令和4年4月1日に遡って支給しますけども、その支給については12月の末に一括して支給させていただくということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 12月に一括して、4月分に遡って支給をされるということで了解しました。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

吉村委員長 次に、議第64号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第65号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、午前11時ちょうどから会議を再開いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件について、今回の委員会では次第に記載しております3つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、3月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、(1) 尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部理事の安川と申します。よろしく申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業及び国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてということでございます。

尺土駅前周辺の平面図と国鉄・坊城線架道橋の現況の写真をファイルにさせていただきまして、配付させていただいております。資料につきましては、委員会終了後、回収させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業の図面についてでございますが、今後の施工を行うエレベーターの配置と仮設道路の計画を表示した図となっております。国鉄・坊城線事業につきましては、現状の写真を配付させていただいておりますので、これらの資料に基づきまして、担当課長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

吉村委員長 竹本建設課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、尺土駅前周辺整備事業につきまして、現在の進捗状況をご報告させていただきます。

今も理事より説明がありましたように、さきに配付しました図面は、エレベーターの配置と完成までの安全対策を行う仮設道路の尺土駅前広場の計画平面図でございます。詳細説明は後ほどさせていただきます。

初めに、図面にはございませんが、尺土駅の西に位置します葛下川の橋梁工事につきましての状況を説明させていただきます。橋台部分の下部工事が6月末に竣工しており、現在は床板部分の上部工事を施工しております。本体の主桁工事等は完了し附帯工事を残すのみで、工期であります来年1月末に完了する予定でございます。また、橋梁から東側約400メートル付近で道路の改良工事も行っており、来年2月末で完了する予定でございます。次年度には橋梁部分の道路改良工事を施工することで、来年の令和5年8月頃には車両の通行が可能になる予定となっております。

次に、エレベーター設置に係る詳細設計委託業務につきましては、設計が整っており、近畿日本鉄道株式会社との協議を近日中に行う予定でございます。その協議が整い次第、近畿日本鉄道株式会社と工事委託契約を行う予定をしております。

次に、お手元にお配りしております図面を説明させていただきます。この図面は、エレベーターの配置と尺土駅前整備事業の駅前広場の完成までの仮設道路図面でございます。黒色の線で表記させていただいておりますのが現況で、赤色の線で表記しておりますのが今後の計画であります。エレベーターと駅舎連絡通路並びに、本線であります市道八川保育所・尺土線と駅前広場の仮設道路を示しております。施工につきましては、エレベーター設置工事の施工時には駅前広場の計画用地を資材等の置場に活用することになりますので、エレベーター設置工事が完了後に、本線であります市道八川保育所・尺土線と駅前広場の仮設道路の整備を行うこととなります。

続きまして、市道八川保育所・尺土線と駅前広場の仮設道路の内容を説明させていただきます。この仮設道路は、事業完了までの間の交通安全対策としての暫定的な計画でございます。

まず、駅前広場の北側の市道八川保育所・尺土線の区間で、幅員が約3メートルの区間があり、車両の対向ができないだけでなく歩行者の安全確保も困難な区間がありますので、その安全対策としまして東向きを一方通行とさせていただき、その間の西向きにつきましては南向きに迂回する形での一方通行とさせていただきます。歩行者は東向きの一方通行道路沿いに、図面で薄い黄色斜線でハッチングで表記しております部分の仮歩道をご利用いただくこととなります。現在のコミュニティバスのバス停を東向きの一方通行の道路沿いに移設させていただきます。また、本線の市道八川保育所・尺土線に北側歩道と南側歩道との横断するための横断歩道を2か所計画しており、本線と駅前広場の計画地との接合部分で図面にも示させていただいております。

以上が配付しました駅前広場の計画平面図の説明でございます。

また、用地取得につきましては、未契約者1名とは引き続き交渉しているところでござい

ます。対象の方に対しましては鋭意努力しておりますが、今のところ折り合いがつかず、同意が得られるように現状、進めているところでございます。また、事業認定を受ける準備も進めており、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指していきたいと考えております。

また、事業認定の進捗につきましては、認定庁であります奈良県と事前協議を行っている段階でございまして、主な協議内容は事業の必要性、代替案との比較などです。引き続き、事業認定に向けても進めておるところでございます。

尺土駅前周辺整備事業につきましては以上でございます。

吉村委員長 ただいまご報告願いましたけれども、このことにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。事業認定を今進めてもらっているところですねんけど、これは半年ぐらい前からやったはると思いますねんけどね。もっと前かな。大体どれぐらい、交渉も続けてもらっているというところもあるんかもしれんねんけど、どれぐらい事業認定でかかって、ほんで、どういうふうな工程になっていくって、最悪のときですよ。どういうふうな工程になって、今、仮設がどうのこうのとか見させてもらっているけど、結局、工程はどんなぐらいになっていくんかというところを示してもらわんと、やっぱりあかんと違うかなと思うんですけど。

吉村委員長 竹本建設課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

事業認定のほうは、先ほども言いましたように協議を進めているところで、間もなく、最終の調査も踏まえて、事業認定の申請が年度内には整う段階でございまして、事業認定につきましては約五、六年はかかる見込みと考えているところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 これ、事業認定してからすぐ執行できるということでもないんでしょう。そうでしょう。ほんなら、五、六年事業認定にかかって、そこから、まだね。ほんなら、今話をしてんの、最悪のことを言うたら6年後の話をずっとしているということになるのと違うかなと思うんですけどね。そやから、なんせ、そこまで行くまでに今交渉してもらっているという話やねんけど、もっと早くしようと思ったら、やっぱり今おられる方に納得してもらおうということも含めて、足を運んでもらっているのかどうかというところやと思いますねんけど、市長、どうですか。足を運んでもらってないですかね、その辺は。

吉村委員長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 総務部の安川です。

事業認定については確かに五、六年という期間はかかるという話なんですけど、その中で任意の交渉で地権者と交渉しております。この仮設道路の図なんですけど、これは地権者1件残した中で進める形の仮設道路なんです。それと、先ほどの質問の中で市長が交渉にという話の中なんですけど、その辺の話は地権者と交渉の中で話はさせていただいておりまして、

市長はもちろん行ってもらえるという話はこっちで確認はしておるんですけど、向こうの話の中でそれが整えば、市長も出向いていただくということにはなっております。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 市長、それを答えてくれはったらええんと違うかなとも思いましたけど、そういう段取りができたなら市長もそこに行ってくれはるって。市長自ら答えてもらってもええんと違うかなというところもあったんですけど。僕が勘違いしていたのは、エレベーターをするために取りあえずこのやつは先にやりませと。1軒だけぼんと真ん中に残してこれをやる。かなりプレッシャーがかかりますわね。そやから、その辺を含めてこういう説明もきっちり言ってるのかどうか分かりませんが、こういう形になるということをやっぱりちゃんと理解してもらわんとあかんと違うか。ほんまに離れ小島にぼんと、ここにぼんとなるようなこんな絵になると思うので、その辺をちゃんと理解してもらって随時進めてもらえるよう、これはお願いしておきたいと思います。市長もちょっとお願いしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 今の西川委員の関連になるんですけども、この図でいくと、交渉中の方の家屋を道路が囲んでいくような形になるんですけども、入り口を見るとそのまま車道になってしまう。もしくは、この場合は自転車の置場としての営業、貸出しもされていたように思いますので、その辺り安全性を確保できているのかということだけ教えていただけますか。

吉村委員長 竹本建設課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

梨本委員のご質問でございますが、今現在も北側が入り口でございます、道路と接しているところでございます。こういう形に変わる形になりますので、安全対策もきっちり行いながら進めたいと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 今の場合は、前が歩道にちょっとだけなって、子どもたちも通学されているその道、この前を通って行っていると思うんですよ。それが動線が全く変わってしまうということなので、その際には本当に配慮しないと大きな事故につながる可能性もあると思いますので、その辺り慎重に検討いただけたらということだけお願いしておきます。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 以前より分かりやすい図面をお示しいただきましてありがとうございます。

恐らくこの工事を、この赤い線を完成させるには、先ほど説明がありました五、六年でこの赤い線が完了すると、こういうふうに理解じゃないんですか。先ほど葛下川の橋がほぼ完成、来年1月で完成予定やと。となれば、私、この工程がよう分からんのやけども、エレベ

一ターの工事、それから葛下川から歩道橋までの道路の拡張工事、それからターミナル部分と、3つに分かれるのかなと思うんです。工程的にはね。違うねんと、これは一発でやるねんと言わはんのやったらそない言わはったらええけども、それぞれの島といいますか、ゾーンといいますか、その計画予定かな、その辺のところもお示しいただいたほうが分かりやすいのかなと思うのが1点。

それから、スロープ、今、尺土駅の北側の神社のところからずっと北へスロープ上がってきました。上がってきたところに歩道があるんですよ。

吉村委員長 今おっしゃっているのは地下道のことですね。スロープ。

増田委員 そうそう。これ、スロープと書いている。地下道のね。この取り回し、大丈夫かなとちょっと心配するんです。ちょうど上がったところがそういう形になるので、安全対策ね。

それからもう一つは、今現状、この中心部の用地買収済みの場所、真っ白けの場所、真っ白けのままなんですよね。どう使うのかなと。アスファルトを引いて車の待機場所にするであったり、有効活用としての計画等はないんか。もうちょっと言うと、これ、一方通行でうまいことさばきは流れそうには見えるんですけども、送迎車両の待機場所としては左の下のこの部分かなと思うんですけども、右の有効スペースがそういうふうに活用でけへんのかと。エレベーターが駅の近くにあるって便利そうに見えるけども、そこへ行くまでの間の動線が、私が前から言っているように、どっかで車を降ろしてもうて、足の不自由な方がここの待機場所で車を降りて、歩いてエレベーターまで行く距離というのは結構ありますよ。この安全対策について、私はしっかりとご検討いただかんとかあかんのかなと。いやいや、最終、全ての用地買収が済んだらそんなことも全部きれいになりますという説明であればそういうふうに説明していただいたら結構ですけども、今のこの図面だけで見るとちょっといかがなものかなという心配があるので、それと、真ん中の白い部分の活用方法、この辺の計画についてお聞かせを願いたい。

吉村委員長 竹本建設課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今の増田委員のご質問でございます。まず工事の工程でございますが、エレベーターの方は、近鉄協議並びに工事委託が進めば順次入っていくんですけど、まず橋梁部分につきましては1月末に完了し、取り合いの道路改良工事につきましては来年度、年度当初で8月をめどに通行できるような状態まで改良工事を予定しております。その後に併せまして、エレベーターの工事につきましては、来年度、令和6年末までの完成予定を考えておるところでございます。計画をしております。その後に今の仮設道路の工事に入りますので、流れとしては橋梁の部分の最終的な開通を目指す工事とエレベーターの設置工事、そして最終が完成形までの仮設道路の整備という形の流れを考えております。

先ほどの事業認定五、六年で、五、六年後に仮設道路ではなくて、エレベーターの工事の間はこの部分を資材置場等に使用しますので、それが終わりました段階で、令和7年度でのこの仮設道路の施工という形で考えているところでございます。

そちらについては以上でございます。

ほんで、スロープ部分等の出口等の取り合いの安全対策につきましては、今現在、警察協議等もしながら、さらなる安全管理をできる方法で進めさせていただきたいと思います。

中心部分でございますが、今、仮設道路で増田委員もおっしゃっていただいておりますように、一時待機場所は図面の左手の下のほうに数台分ございますが、真ん中部分につきまして、空白部分につきましては、今現在のところ、尺土駅北側にもミニロータリーで一時、送迎等の待機場所部分を設けておりますが、そのような形も考えたいと思っているところでございます。具体的にはその辺りをさらに検討していきたいと考えております。

そして、あと、送迎車等の乗り降り場所、特に障がい者等、車椅子の体の不自由な方の部分につきましては、先ほどの駐車帯部分と距離もございますねんけども、それ以外の部分で手前で確保できないか、その辺りも踏まえて検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 安川理事にもちょっとお話ししていましたように、葛下川から先ほど申し上げました横断歩道までの部分が1つのパーツになるのかなど。それが一番早く着手していただけるのかなど。障害物とかはないんで、橋梁、川の構造物等もできていますので。特にあそこは現状、おうちの前、通学路の部分、川がある、転落防止対策できていない、非常に狭隘な道路部分でもございます。すぐにでも工事できそうな条件でありながら、危険な状態が長期間にわたっていますので、ぜひとも先ほど説明いただきましたが、一番先に手をつけていただきたいなということで、くれぐれも早期開通をお願いを申し上げたいなというふうに思います。

それから、スロープの出口については、警察協議の中で安全対策を図っていただくということでございますので、若干左に振ってもしやあないかなというふうな気も、図面を見たらそういうふうな感じもするんですけど、専門的な知識でご判断をいただきたいなと思います。

それから、真ん中部分のね、今使っているんですよ。ここに計画がないというのはいかなもんかなど。やっぱり使えるスペースであるならば、そういう計画もっておっしゃられていましたけども、真っ白けにしやんと何らかの、こんなこととかあんなこととかということも明記いただいといたらどうかなというふうに思います。

いずれにしても私が懸念するのは、コミュニティバスのバス停の場所から駅まで遠いなど。今までの駅から道路までの間のイメージが、やたら遠く感じるような景色になるなど。今までは、行儀がええか悪いかは別として、駅の改札ですか、エレベーターの間際のところに二、三台車が止められて、そこで降りてぱっと走って、雨の日なんかは特に便利やなというふうなイメージやったんですけど、それがこの景色に変わるといことが、利用者にとってどういふふうに感じられるのかというようなことも、最終的な完成イメージも、そういうことも十分ご配慮いただきながら早い完成を求めておきます。

以上です。

吉村委員長 他にご質問等、ございませんでしょうか。

続きまして、国鉄・坊城線、これにつきまして理事者側の説明を求めます。

竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、国鉄・坊城線整備事業についてご説明させていただきます。さきに配付しております写真は、12月6日に撮影したものでございます。

それでは、国鉄・坊城線整備事業の現状を報告させていただきます。

まず工事の進捗につきましてですが、今年の10月31日にJR架道橋接続部分の東側の工事を竣工しており、現在はライフラインの本設工事を施工しております。ライフラインにつきましては、下水道工事の本設工事を9月26日契約をしており、竣工期日は令和5年、来年の2月28日になっております。

次に、大和平野土地改良区が管理します分水管の本設工事も、本年の7月4日に大和平野土地改良区と工事につきまして委託契約を行っており、令和5年3月24日に完了する予定でございます。下水道工事と分水管工事については、同時期になるので調整を取りつつ進めてもらっているところでございます。

なお、西向きの写真で左側の歩道部分にライフラインを埋設していく計画しているところでございます。そのほか、水道管の本管工事は葛城市の水道課で施工を予定しております。また、ガス管の本設工事は大和ガス株式会社で、ともに令和5年度の施工を予定しているところでございます。全てのライフライン工事完了後には、架道橋工事の最終工事並びに取り合いの道路改良工事を予定しております。最後に架道橋道路部分の開通は令和6年4月を予定しており、計画どおり進めておるところでございます。

そのほかの部分につきましては、道路詳細設計が未実施の箇所についても順次実施しており、用地につきましても一部、前向きに検討いただいている地権者もおられ、それ以外につきましても順次努力して進めておるところでございます。

説明は以上とさせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 非常に長期間にわたって、笛堂大字と葛城市の中心部とをつなぐ幹線が遮断をされた状況が続いております。一日も早い復旧、この稼働工事が終われば取りあえずつながるといふことなので、よろしくお願い申し上げたいなど。

ちょっと分かりにくかったので、令和6年4月完成というのは、このトンネルというんですか、写真の部分の工事が完成して行き来できるタイミングが令和6年の4月と、令和6年度やね。それから、順次、この入り口から東側のビニールハウス等の撤去もほぼほほしていただいて、少しずつ東に進んではいるんですけども、用地の取得状況は全体の予定する部分のどのくらいまで進んでいるか、お聞かせ願えますか。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの増田委員の質問、用地の取得率等のほうは今手持ちがございませんので、また、

後ほどご報告させていただきたいと思います。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 事業計画が上がったら、私のイメージですよ。何番地、何平米って図面が恐らく描かれていますよ。その面積がどんだけあって、済、済、済とか未とかっていうふうな管理をされて、数字というのはすぐに出そうな気がしたんですけども、要するに計画をしている場所を現状特定されてないということで理解していいんですかね。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

先ほどの用地取得については、約50%ということでございます。失礼しました。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 約半分ぐらいですね。周辺には家屋、おうちも存在しております。なかなかスムーズな用地買収、これから難しい局面があるかとは思いますが、やっぱり地権者のご意向に沿うような形で交渉に努めていただくよう、よろしく願い申し上げます。

以上です。

吉村委員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

これで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

吉村委員長 次に、(2) 契約事務に関する事項についてを議題といたします。

本年6月定例会中に行われました総務建設常任委員会におきまして、理事者よりクリーンセンターの契約事務調査報告書をご提出いただき、再発防止に向けた取組について10項目を挙げてご説明をいただきました。本日は、その後の契約事務の改善状況等につきまして、理事者より報告願います。

倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

契約事務の改善についてでございます。昨年の決算特別委員会のほうでご指摘がございまして、契約事務について、改善の状況についてご報告をさせていただきます。

契約事務につきましては、担当者や所属長に任せきりというふうな場合、事務が滞った場合や失念していたという場合がございます。まず、本年1月に契約事務の手引きの改正をいたしました。支払い期間を明確にしたり、予定価格を部長以上が作成するといったような改善をしまして、金額が少ないものでも部長が情報等を共有いたしまして、責任を共有していくというふうな改善をいたしております。

また、配付資料でA3の横長の契約管理シートと、お配りしているものがございまして、こういうものを作成いたしまして、所属課員全員が閲覧可能な電子フォルダに掲載いたしまして、業務の進行状況が課員全員でいつでも見られるようにし、手続の支払い漏れや業務の遅滞がないか、確認できるようにしております。各部長は所属課に契約管理シートの確認を

定期的に行うようにしておりました、事務の管理状況も所属長も一緒に確認できるようになっております。契約管理シートは事業の始まりから支払いまでの管理を確認するツールでございますので、これによって事務の誤りが100%なくなるというものではございませんが、事務の遅滞や失念を防ぐツールになっておるものと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 ご説明ありがとうございます。今、最後に遅滞がなくなるわけではないということだったんですけども、実際運用されてからどれぐらいの頻度で、こういった遅滞とかが防げたのかといいますか、これを作っても遅滞が起こっているということであれば、そういったところ、今の現状がどうなのかということをもまず1点教えていただきたいのと、あと、このシートを私、見させていただいて、もちろんこれで流れが分かるというのはあれなんですけれども、例えば、施行伺から業者選定委員会から予定価格と順番に項目があるわけなんですけれども、これができてなければ次に進めない。例えば去年の決算特別委員会なんかですと、予定価格調書がなかったりとか業者選定委員会にかかってないという事業があって、非常に問題視されたと思うんです。例えば業者選定委員会にかかってなければ次の工程に進めないとか、予定価格調書が作成されていなければ次の工程に進めないとかという、そういった再発防止のようなシートになっているのかというところを再度教えていただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくをお願いします。

ただいまの梨本委員のご質問にお答えします。

この契約管理シートは、あくまでも流れを全員で見ていると、1人に任せきりにしないというためのものがございます、まさしく委員がおっしゃるとおりでございます、予定価格調書が作成されていなかったとか、業者選定委員会に諮るのを忘れていたというのが今までございまして、ここに掲げることによって、これは業者選定委員会にしなければならない案件なのに忘れていたとかというのがここで一目に分かるというふうになりますので、業務自体を完全に忘れていますとここに載せてこない、こういうのは防げない場合もあるんですけど、この事業名に予算で確定しているものについては事前に上げておけば、これを順々にしておかないと、せめて契約先、契約伺までは行っておかないと支払いの準備ができてないというふうにもなりますので、その辺は管理抑制にはなっていると思います。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 再度確認なんですけれども、例えば、これ、部長が1週間に1回でもチェックされて共有されているんだったらあれなんですけれども、パソコンの中であって誰かが見に行かなければやれているかやれていないか分からないということになってくると、実際にこれが本当に

機能しているのかということとは終わってみないと、何か不手際があった後でないと分からないと思うんですよ。というのも、これを見ていると、ここに日付を入れていくとかチェックしていくということだけだと思うんですけども、実際に起案者がこの工程を忘れてて、部課内でそういった週に1回とかのチェックとかもなければ、ずーっと行った後に、あー、これ忘れてたということで、後でこの日付を入れ直すということも可能なシートなのかなというふうに感じてしまうわけなんです。ですから、その辺りまだ改善の余地があるのかなというふうにも感じるわけなんですけれども、先ほど質問をしたときに、うまくいっているのかいってないのかということも、先ほど聞いたのを答えていただけていないので、これで何か不手際が発見できているのか、もしくはまだうまくいってないところがあったのかということも含めて、再度、教えていただけますでしょうか。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

この管理シートにつきましては、部長会等でも情報の共有、各々の部長が部長の連絡協議会等で管理状況の確認のし合い等も行っておりますし、各部長から各課長に、こういうのをちゃんとできているかと、定期的には確認するようにはしております。全課の全業務状況を管財課が見るというのはできないんですけども、管財課で私はこれを実際に見て入力をしたりとか、見てもらったりしているんですけども、まさしく、これって業者選定委員会の案件やねとか、報告もせなあかんねとかというやつを何件か見て、課長補佐等に言うて、そういう指示を出している場合もあるので、活用した時点で一義は生きているというふうに私自身は感じておるんですけども。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 議会であり議員は、そういったチェックを働かせる機関でございますので、実は、私、ある議員が情報開示された資料を、ちょっとこれを確認してよということで一緒に見させていただいたところ、開示漏れだったということで後で説明を受けたんですけども、予定価格調書が全くついてないとか、そういうこともございました。ですので、これをもってうまく機能しているのであればいいんですけども、そうでないのであれば、やはり再度、本当に今回、この6月で、職員の懈怠によってということで、いろんな契約事務の不手際があったということを報告されたわけでございますから、それが本当に私は懈怠であればいいんですけども、そうではなくて組織的な何か改善の問題を含んでないのかということもきちっとやっていただいてこそその改善であるというふうに思うわけです。ですので、その辺りも含めて再度そういった指摘がないように、ぜひきちっとやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

松林副委員長。

松林副委員長 このチェックシートの見方をお伺いしたいんですけども、左のほうから施行伺、業者

選定委員会、予定価格調書と、左からずっと右に行つとるわけですが、これ、左から右にチェックしながらずっと記入して行って、左から右にずっと一連の流れが行って、間が飛ぶとそれは駄目やということなんですか。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

基本的には、間が飛ぶということは、その時点でのどこかの手続が抜けているという解釈で結構かと思いますが、工事とそれ以外、いわゆる物品役務、業務委託等につきましては、中には着工中とか事業完了、竣工検査、この辺の引渡しがあつたりなかったりとかする場合もございますので、絶対抜けているといけないかというところではない部分も若干ございますので、基本的にはそうであるんですけども、100%そうかと言うたらそうではないということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 おおむね左から右のほうにずっと一連の流れで行くのが正しいという、中には一概にそうではないよという部分もあるということで、これはパソコンの中に入つとるんですか。パソコンの中に入つておれば、例えば日付とか、作成済みとか、こういうのも入れると色が変わるとか反転するとか、そういうふうな形でされておるんですか。ちょっと細かい話ですけども。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

パソコンといいましても、各職員が扱っているパソコンの中には、共有で使うフォルダというのがございまして、その中にエクセルの表として入れております。色が変わる変わらないというかは、ここの日付が抜けているかそうでないかが一番の判断目安になりますので、あまり色を変えたりとか、そういうのはしてないというのが現状でございます。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 私、細かい話をしたんですけども、私自身でしたら、こういうふうなものを作れば、やっぱり色も反転して漏れ落ちがないかということも、恐らく自分個人でこういうようなものを作ればそういうこともするかなと思うんです。また、もしチェックをする上で必要であれば、ぜひともそういうことも考えをお取り入れください。よろしく。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

横井委員。

横井委員 まず、前回もかなり質問したんですけども、根本的なところを押さえてほしいのです。これはお願い事項でございます。

まず、これは記録文書になります。そして次、これは指示文書になります。両方とも帳票です。帳票でも記録文書であり指示文書でございます。

吉村委員長 横井委員、これはまた次の分です。こちらの項についてのみ質問をお願いします。

横井委員 はい。今とにかくこの記録文書、後々この指示文書もそうなのですが、当然、帳票番号、管理番号をどこかに入れてほしいんです。そうしないと、この書類自体の履歴が追えない。分かりますね。ほかの官公庁の書類でもそうですけど、帳票番号が必ずあるはずで。それをどこかに入れていただきたい。この後、これも管理番号は入れてください。帳票番号、お願いします。

吉村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほどの梨本委員の答弁の関連にもなるんですけども、この書類を作った主な目的としては、後から見てこうだったというものではなくて、次やるべきことは何かというのを見るための書類を主に作っております。なので、1つ何かを入力すれば次にすることが横に書いてあるので、そのことをこれまでにしなないといけないねとか、いつまでしなないといけないねというのを確認するための資料を主な目的として作っております。漏れが完全になくなるかという、そこは意識の問題もあるとは思いますが、副委員長がおっしゃっていただいたみたいに、技術的にできるか分かりませんが、例えば1か月たっていたらエラーが出るだとか、そういうことまでできたら一番望ましいとは思いますが、ちょっとそこまでは追いついていない状況でありますので、これを作って、これで完璧だとは思っておりませんし、この1年間でももっとこうしたほうがいいんじゃないかという修正はしておりますので、随時、必要に応じて修正はさせていただきます。

横井委員がおっしゃっていただいた管理番号などを入れたほうがいいのかというのはそのとおりですけども、どこまで複雑にするかという点で、複雑にすればするほどやっぱり管理が面倒くさくなってしまっていて見なくなってしまうという点もありますので、しっかりやるところとちょっと簡略化するところとバランスを取りながら、やっぱり帳票番号が必要と判断すれば、それは入れさせていただくというふうに検討していきたいと思っております。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 最初これは何のシートかなと思って、タイトルがないんで。結局、この上に来るのは契約管理シートというタイトルというふうに認識していいわけですよ。非常に細かく、こんだけの工程をしないと事業というのが完了しないんだというのがすごく私どもにも分かりやすい資料かなと思うんです。私、内容がよく分からないんですけども、見える化をするんだと、進捗管理をするための部長会資料であったり、課内資料であったりというふうにお話をされていたんですけども、このシートの分類を聞きたいんです。これ、部バージョンというかな、部内全部の取りまとめ方をされる。この課だけのバージョンの管理シートにする。それ以外のものは、ほかの課に情報を開示する必要がなかったら、もしくはシークレットの部分、公表してはまずい部分とか、なかったらいいんですよ。これ、市長、副市長がいる場合は庁舎内全部の情報が一覧表としてあってもそれはいいと思うんですけども、もう少し細分化するとかというふうなことはお考えじゃないんですかね。これは1枚の全体シートとしての整理をされるのか。そこをちょっとお聞かせを願いたいなと思うんですけど。それと、シークレットといいますか、情報の広範囲にわたってそういう資料が見れることはいいんで

すけども、見せて悪いことはないんかと。その2点。

吉村委員長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの増田委員のご質問でございますけれども、今のところは課内で管理をさせていただいております。そして、先ほどの企画部の条例の話もありましたように係長制、今後、R5年から実施しますけれども、ですからその段階になりましたら、係ごとにこの契約管理シートを持つ。もっと細分化できてチェックが入るといようなのを私どもは思っておるところでございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 そういう段階を踏んで、細かいものの積み上げの最終的な一覧が集約されるのか、枚数が増えるのか、そのところは分かりませんが、ただ、市長なり副市長が全体を見渡すときに何回もめくらなんより、一覧表で全部集約できるフォーマットにしたほうが管理、監視しやすいかなというふうな気がしたんで。分かりました。細かいところから順々に束ねると。こういう方法やと思うので、理解しました。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 今、増田委員もいろんなアドバイスといたしますか、ご提案があったと思いますので、私も先ほど副市長がおっしゃられたので、これがあつたからといってということではなくて、私自身は本音を言うと、これがなくてもできて普通やと思うんですよ。これがなくて、これができるのが当たり前やと思うんです、事業をやっていく上でね。にもかかわらず、これを作らなければいけないということは、やはりそういったところにもう少し教育を、注力していただくということが必要なのかなというふうに思うのと、やはり管理職がしっかりとこれを、例えば当初予算がついた段階で、年度でこの事業とこの事業とこの事業はしていかなとあかんということが分かっているわけですから、それを年度内に完了するためには遡ってこういう日付でやっていかないといけないということをやるのが、私は本当は課長であつたり部長の仕事やと思うんです。管理職の仕事は本当はそういうところではないかなというふうに思うんです。ですので、そういったことにつなげていただけたらなと。本当にちゃんとできる人は、これを一手間かけることが煩わしいのではないかなというふうに私は感じていますので、本当にそういったレベルで市職員のレベルを上げていただきたいということで、ぜひその辺りも含めて取り組んでいただけたらなという、これは要望だけですけれども、お願いしておきたいと思います。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、(3) 公共施設マネジメントに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、公共施設等総合管理計画についてのおおびでございます。去る9月の総務建設常任委員会のほうで、8月に行いましたパブリックコメントのご報告をさせていただきました。また、ご協議をいただいたところでございます。しかしながら、そのパブリックコメント、そしてまた総務建設常任委員会でいただきましたご意見を集約し、施設評価結果の確認を行ってありましたところ、ファシリティマネジメントシステムに入力されました項目であるとか、また、各施設長によります施設の立地や利用状況についての整合性の合わない部分を発見しまして、そこで再度、見直しを行わせていただきまして、もう少し統一的な方向から見直した上で評価結果を修正したほうがいいのではという判断をいたしたところでございます。

今回の件につきましては、大変ご迷惑をおかけしましたことに対しまして深くおわびを申し上げます。

なお、修正いたしました箇所につきましてですけれども、配付いたしました資料の赤で囲んでおるところでございます。これよりは担当課長のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いたします。

資料にお配りいたしました、第4章の公共施設の管理に関する基本方針というところの評価結果につきまして、更新検討、あり方検討、利用検討の施設につきまして少し疑念点を見つけまして、FMシステムに入力されている入力値、アンケート結果等に問題があったと推測されるため、再度、アンケート項目について確認を行ったところでございます。施設管理者の主観的などころで判断されている部分、どう判定していいかわからないため、不明のため、アンケート項目が入力されていない部分があったりと、システムに入力されている数値やアンケート結果、委託先で直接判断をいたしました結果、施設の判定が現状とは違うものになっていたものでございます。

再度、管財課のほうでアンケートを確認いたしまして、入力、施設管理担当課に確認をしたところでございます。複数箇所の判定修正と判定値が変わったところがあったため、判断基準が大幅に変更となった施設もございます。更新検討から継続運用になったものについては3件、利用検討から継続運用になったものは4件、あり方検討から継続運用になったものは8件、あり方検討から更新検討になったものは1件というふうになりまして、判定が変更になるのは全部で16件というふうになります。

統一的な見解により評価をしなければならなかったにもかかわらず、今回このようなことになってしまいました。改めて評価の訂正を行いまして、備考欄に現状の説明を加えた上、再度パブリックコメントをいたしまして、追加のご意見をいただきまして、公共施設等総合管理計画の改訂を行いたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたけれども、このことについて何かご質問等ございませんでしょ

うか。

横井委員。

横井委員 先ほどの続きになります。これですね。訂正版を出した以上は日付を入れてほしいのです。そうしないと最新版管理ができないからです。よろしくお願いいたします。希望です。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 訂正版といいますが、これは一部抜粋しての訂正でございます、全体をまた訂正したものを再度パブリックコメントをいたしまして、策定というふうなことになると思いますので、その辺、これだけが変わるということではないので。

以上でございます。

吉村委員長 横井委員、全体の冊子の中の訂正版ということですので。よろしいですか。

横井委員 さきの、要するに全体的な帳票、全体集合のがありますが、これは一部抜粋、だから部分集合になりますけども、やっぱりこれがミックスした場合、混乱するといけないから、どこかに日付か、先ほど言いました帳票管理番号、そういう区別するものを表示していただければ、今後とも、文書管理上の瑕疵が発生しないと思われま。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ほかに何かご質問等。

梨本委員。

梨本委員 改訂されたということなんですけれども、これを私、見させていただいて、正直戸惑っているんです。というのも、評価結果は今後の検討のきっかけとなる優先順位の確認をしているわけですよね。ところが、評価が変わるとほとんど継続運用なんですよ。ということは、ほぼ継続運用ですね。つまり、公共施設の総量最適とか、そういうことに本当にこういった基本方針でつながっていくのかなという、非常に私自身、疑念といいますか、これで本当に大丈夫なのかなというふうに感じているわけなんですけれども、その辺りの評価基準、もう少しどう評価をされてこういうふうに変ったのかということをお聞かせいただけますか。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

建物の評価につきましては、建物の性能、耐震性、法定劣化、法定点検の実施の有無、消防設備、運用費、機能性、立地、利用率・稼働率等で判定しておりまして、同じ項目であっても判定する施設管理者の判断によって隔たりがあったり、ほかの施設との比較によって整合性が判断できずに項目の一部が未入力になったというものがございましたので、前回パブリックコメントを出させてもらったこのときの評価というのが、正当な評価ができていなかったというのが主な原因でございますので、今回この部分でちゃんと見直しを行った結果、こういうことになったということでございますので、その辺を、またこれはこれで、これが絶対正しいというものではなくて、これをきっかけにまた今後の議論にさせていただく1つの材料というふうにご覧いただければと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 議論の材料にしたいんですよ。議論されるようにしたいんですけども、継続運用でざっと全部出てきたら、どれを議論の対象にしていくのかというところが全く見えてなくなってしまう。かつ、個別の話で言うと、新庄スポーツセンターなんかは前回、私が質問したときには、あり方検討だけでも指定避難所としての考え方で、今耐震で非常にお金をかけて工事をされたりしているわけですよ。そうすると、せっかくこうやって計画、方針をつくらせていただいているんですけども、進むのかなという非常に懸念を持っているので聞かせていただいているわけです。もちろん、ここに書いてある以上の細かい数字を管財課であったり総務部のほうではお持ちだと思いますので、その中からどういうふうに今後、総量最適化、ユニバーサルデザインとか複合化も含めて考えていかれると思うんですけども、合併当初の基本的な考え方としては、2つが1つになって、使えるものは長く使ったらいいと思うんですけども、それをどういうふうにすれば財政的にももつのかということも含めた考え方を持っていかなければならないのかなと私自身思っておりますので、その辺り、今回は改訂ということなんですけれども、こういったもので本当に今後検討していけるのかなというところだけ私が指摘させていただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

吉村委員長 以上で委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、私、初めての委員長ということで、拙い部分、進行があったと思います。ここでおわびを申し上げます。

また、各委員におかれましては慎重審議していただき、また理事者側におかれましてもご答弁いただき、ありがとうございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時11分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉村 始